

広島県財政の現状と今後の財政収支見通しについて

1. 本県の財政状況

長引く景気の低迷などにより、歳入と歳出のギャップにあたる財源不足額は、毎年度400億円前後発生しており、本県財政は、今、極めて危機的な状況に直面しています。また、財政指標となる経常収支比率や公債費に関する指標も悪化しており、財政の硬直化が一段と進んでいます。(図1及び2参照)

歳 入

- 県税収入は、景気低迷、恒久的減税の実施等により、平成15年度当初予算では、2,609億円まで低下し、ピーク時の平成3年度に比べ、695億円、21%も大幅に減少しています。
- 県の事業に充てる資金の借入にあたる県債は、数次にわたる経済対策や財源不足額の補てんなどのため、大量に発行した結果、県債残高は、平成15年度末には、1兆6,074億円(歳出の1.5倍)に達することになります。
- 県の貯金にあたる基金残高は、平成3年度の1,932億円を最高に、毎年度の取崩しにより、平成15年度当初予算編成後では、20億円に減少しています。

歳 出

- 道路などの公共施設の建設にあたる普通建設事業費は、平成4年度から12年度までの間、経済対策やアジア競技大会、国体に向けた社会基盤の整備などにより、3,000億円を上回る規模で推移してきました。これらにより、大量発行した県債の返済にあたる公債費は、急激に増加し、平成15年度当初予算では、1,406億円となり、平成3年度に比べ、764億円(2.2倍)増加しています。

2. これまでの財政健全化への取組み

本県では、平成9年に「財政健全化計画」、平成12年に「中期財政運営方針」を策定し、他都道府県に先駆けて行財政改革に取り組み、歳出は、中期財政収支見通し(H11推計)に比べ、約1,230億円を超える縮減を行いました。

歳入は県税収入の予想以上の落ち込みなどで約990億円減少し、その結果、財源不足額は、659億円から240億円圧縮され、419億円となりましたが、まだ大幅な財源不足があります。(図3参照)

財政健全化の取組み

- 人件費は、職員削減、昇給期間の延長措置など給与制度の見直しなどにより、340億円減少しました。
- 投資的経費は、実施事業の厳選と重点化、単独公共事業の段階的縮減、国の方針による補助公共事業の縮減などにより、540億円減少しました。
- 内部管理経費、扶助費・補助費などその他の経費についても、選択と集中による施策の再構築や徹底した見直しを行いました。
- 歳入についても、県税の確保(県民法人税超過課税などの税源確保、収入未済額の縮減等)などに努めました。

※ 数値は、「中期財政運営方針(H12)」における中期財政収支見通し(H11推計)との比較

3. 今後の財政収支見通し

こうした状況の中で、一定条件^{※1}で今後の財政収支見通しを行った結果、今後の財源不足額は、概ね500～700億円に達する見込みです。

これに加え、現在具体的な内容が検討されている三位一体改革による影響が懸念されます。

中期的な財政収支見通し

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳 入	10,168	10,127	10,153	10,032	10,071	10,091
歳 出	10,587	10,598	10,665	10,643	10,766	10,806
財源不足額	△419	△471	△512	△611	△695	△715

※1 条件: ①名目経済成長率0.0% ②現行の地方財政制度を前提 ③人件費は現在の職員削減計画を反映

④投資的経費: 補助事業～H16は対前年度△3.0%としH17以降同額、大規模事業～所要額

を積上げ、単独事業等～H15同額

- 歳入は、全体では、20年度は15年度に比べ、約80億円減少する見込みです。
- 歳出は、人件費のうち退職手当、公債費が大幅に増加します。投資的経費は減少しますが、高齢化に伴う社会保障関連費などが増加します。全体では、20年度は15年度に比べ約220億円増加する見込みです。
- 財源不足額は、歳入の減少、歳出の増加により拡大し、20年度は、15年度に比べ約300億円増になる見込みです。

4. 拡大する財源不足への対応

これまで、財源不足額を財源調整的基金の取崩しと財政健全化債^{※2}の発行により補てんし、何とか当初予算を編成してきました。

しかし、補てん財源である基金の残高は大幅に減少しており、財政健全化債を発行限度額一杯まで発行したとしても、拡大する財源不足をカバーすることは困難な状況にあります。

このままでは、当初予算が編成できなくなることや、財政再建準用団体に転落してしまう恐れがあり、こうしたことは何としても回避しなければなりません。

このため、現在、新たな中期財政運営方針の策定を行っておりますが、既存の施策全般にわたる徹底した厳しい見直し、歳出の大幅な削減・抑制など大胆かつ抜本的な財政構造改革を行っていかなければなりません。

財政再建準用団体への転落

- 本県の場合、財源補てんができない、赤字が約250億円(標準財政規模の5%)になると財政再建準用団体に転落します。
- 財政再建準用団体になると、事実上、予算編成や執行が国の管理下に置かれ、国の基準を超える事業や県が独自に実施している事業などについて、縮小または廃止など極めて厳しい措置を講じなければならなくなり、県民生活への深刻な影響が懸念されます。

※2 財政健全化債: 自治的な行財政改革で財政健全化を図る場合、その健全化による削減額の範囲内で特別に許可される起債です。しかし、この県債については、交付税などの財源措置は全く無く、負担を後年度に先送りするものであり、公債費の増加要因となります。